

平成27年第4回定例会
斑鳩町議会会議録

平成27年9月4日
午前9時00分 開議
於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員(13名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	小村尚己
5番	伴吉晴	6番	平川理恵
7番	嶋田善行	8番	井上卓也
9番	中西和夫	10番	坂口徹
11番	濱真理子	12番	木澤正男
13番	奥村容子		

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	寺田良信	係長	大塚美季
--------	------	----	------

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	副町長	池田善紀
教育長	清水建也	総務部長	植村俊彦
総務課長	加藤恵三	総務課参事	谷口智子
企画財政課長	面卷昭男	税務課長	黒崎益範
住民生活部長	乾善亮	福祉課長	中原潤
国保医療課長	山崎善之	健康対策課長	西梶浩司
環境対策課長	栗本公生	住民課長	安藤容子
都市建設部長	藤川岳志	建設課長	本庄徳光
観光産業課長	井上貴至	都市整備課長	松岡洋右
会計管理者	西川肇	教委総務課長	安藤晴康
生涯学習課長	真弓啓	上下水道部長	谷口裕司
下水道課長	上田俊雄		

1, 議事日程

日 程 1. 一般質問

〔1〕 12番 木澤議員

1. マイナンバー制度について

- (1) 制度開始に向けての実務的な準備や窓口などの体制強化について。
- (2) 企業の負担に対する認識と対応状況について。
- (3) マイナンバー改定法の内容と住民への影響について。
- (4) 特定個人情報保護評価について。
- (5) 年金情報流出後の国の対応と町のセキュリティー対策について。

2. 高校入学支度金制度について

- (1) 制度創設に対する町の考え方について。

3. シルバー人材センターについて

- (1) シルバー人材センターが果たしている役割と町の総合計画のなかでの位置づけについて。
- (2) シルバー人材センターに町が発注している事業費単価の改善について。

〔2〕 4番 小村議員

1. 町財政向上への取組について

- (1) 歳出削減への取組について。
- (2) 自主財源の確保への取組について。

2. 学習支援について

- (1) 学習がおこなわれている子どもへの学習支援について町の見解を問う。

〔3〕 11番 濱議員

1. 災害時の避難及び支援について

- (1) 障害等の理由により支援が必要な方への周知・誘導、また避難所での対応について。

2. 生活保護の家賃補助限度額について

- (1) 町内受給者の実態と今後の対応について。

3. 万代休業中の住民支援について

- (1) 徒歩での利用者への多角的な支援を検討できないか。

〔4〕 5番 伴議員

1. 町内掲示板について

- (1) 今現在、町内広報掲示板は何ヵ所あり、今までの経緯を伺う。
- (2) 町内広報掲示板の老朽化が進んでいると思うが、更新に対する考えを伺う。
- (3) 町内広報掲示板に対する今後の考えを伺う。

2. ガードレールの整備について

- (1) 法輪寺付近から法起寺にかけての町道のガードレールの色が茶色とも白色ともいえない、あまりきれいとはいえない状態になっているが、観光地でまちを訪れる方が多く歩かれている場所でもありなんとか美しいものにならないのか、町の認識を伺う。

[5] 13番 奥村議員

1. 安心・安全の町づくりについて

- (1) 防犯カメラの設置状況について。
- (2) 今後の設置計画について。
- (3) A E D設置の状況について。
- (4) 24時間営業のコンビニ等へのA E D設置をする事への見解について。

2. 認知症対策について

- (1) 当町における認知症の方の人数について。
- (2) 早期発見、早期治療の為の、認知症簡易チェックサイトの開設について。
- (3) 高齢者虐待の実態掌握について。
- (4) 介護家族の為の「介護マーク」活用について。

[6] 6番 平川議員

1. 審議会等について

- (1) 斑鳩町で設置されている審議会、検討委員会は幾つあるか。どのような場合に設置されているか。
- (2) こうした審議会、検討委員会の公開の有無について。
- (3) 傍聴者の有無、人数について。
- (4) 傍聴希望者に対する開催の周知のあり方について。
- (5) 審議会、検討委員会等での審議内容の公開について。

2. 町立幼稚園の給食について

(1) 町立幼稚園の給食の現状について。

(2) 町立幼稚園の給食を、隣接する学校で調理し、提供することはできないか。

1. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時00分 開議)

○議長(中西和夫君) おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で、全員出席であります。

これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は一般質問であります。あらかじめ定められた順序に従い、質問を受けいたします。

初めに、12番、木澤議員の一般質問をお受けいたします。

12番、木澤議員。

○12番(木澤正男君) 皆さん、おはようございます。

それでは、通告書に基づきまして、私の一般質問をさせていただきたいと思っております。

まず1点目には、マイナンバー制度についてということですが、このマイナンバー制度は、国民一人一人に特定の番号をつけ、さまざまな機関や事業所などに散在するさまざまな国民の個人情報を個人番号によって名寄せ、参照することを可能とすることで、行政などがそれらの個人情報を活用しようとする制度であります。

以前にも同僚議員が一般質問されていましたが、ことしの10月から個人番号の入った通知カードの送付が始まり、いよいよ来年1月から運用が開始されるということで、制度の中身や問題点について明らかにしたいと思い、質問項目にあげさせていただきました。

国会審議の中では大きく3つの点が指摘をされています。1点目には、1つの番号で容易に国民一人一人の個人情報を結びつけて活用するこの制度は、それを活用する側にとっては効率的なツールであることは確かですが、個人情報が流出したり、悪用されたりすれば、甚大なプライバシーの侵害やなりすましなどの犯罪の危険性を飛躍的に高めることが指摘をされています。

また、2点目には、この制度は個人情報保有機関を結ぶITインフラである情報連携システムの構築が不可欠ですが、不正アクセスへの対応など危険性への対処も意識して複雑なシステム設計を行ったため、初期投資が3,000億円ともされる巨大なコストがかかるシステムとなっています。

しかし、国民にとっての具体的なメリットや費用対効果が示されないまま新たな国民負担だけが求められ続けることになり、行政の効率化のためにこれほど複雑で巨額のシステムがそもそも必要だったのかという点についても指摘をされています。

また、3点目には、税や社会保障の分野では徴税強化や社会保障給付の削減の手段と

して使われかねないとの懸念があり、指摘がされています。こうした観点からですね、私は制度自体の実施を中止すべきだという考え方を持っていますが、法が施行され、町としては実施しなければならない立場でありますので、斑鳩町での対応はどうなるのか、住民の皆さんにはどんな影響があるのかという点について、項目に沿ってお尋ねをしていきたいと思えます。

ではまず、1点目の制度開始に向けての実務的な準備や窓口などの体制強化について、お尋ねをいたします。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） おっしゃいましたとおり、平成27年10月から社会保障・税番号制度が始まりますことから、町におきましてもさまざまな準備を行っているところでございます。

まず、個人番号の付番作業でございます。

平成27年3月に住民基本台帳システムにおきまして、住民記録のデータの項目に個人番号を管理するための仕組みを構築いたしまして、7月にマイナンバーを住民基本台帳システムで付番するためのシステム改修を完了しております。

8月には、地方公共団体情報システム機構、J-LISといいますが、全国の市町村が共同運営するその組織により町に通知された個人番号を、住民基本台帳ネットワークにおきまして各個人に初期付番をする作業を行っておりまして、10月5日の施行日には、斑鳩町に住民票のある全ての方に個人番号を付番する予定で準備を進めているところでございます。10月5日以降は、町が発行します住民票におきまして、ご本人の希望によりまして個人番号を入れることが可能となる予定でございます。

次に、個人番号の送付に係る事務についてでございます。

町におきましては、広報いかるがに7月号からマイナンバー制度について連載を行い、この中で、平成27年10月から住民票の住所地にマイナンバーの通知をすること、また、現在住んでいるところと住民票の住所が異なる人につきましては、現在住んでいるところに住民票を異動することなどを繰り返し掲載をいたしてございまして、マイナンバーを確実に受け取っていただくよう周知を図っているところでございます。

また、DV被害などやむを得ない理由により住民票の住所地で通知を受け取ることができない人については、9月25日までに住民課に居所、今、住んでいるところの情報登録を申請してくださいという広報掲載もいたしてございまして、現在、やむを得ない理由のある方に限り、マイナンバーの通知の送付先を変更する手続きを行うということで

ございます。

マイナンバー通知の送付先につきましては、10月2日の役場の業務終了後に、その時点で斑鳩町に住民票のある方全ての方の送付先情報をDVD-RAMに取り込みまして、10月5日に奈良県に、県に持ち込みます。そして、市町村の委任を受けて奈良県が地方公共団体情報システム機構に送付先情報を提出するという予定となっているところでございます。

その後、全国の市町村から集まった送付先情報をもとに、地方公共団体情報システム機構がカードを作成いたしまして、準備が整い次第、順次通知カードを送付していくという運びとなっております。

通知カードは、12月までの間に世帯ごとに簡易書留で郵送されますけれども、斑鳩町の住民の皆さまへいつ発送されるかというところにつきましては、まだ未定でございます。通知カードがいつ住民の皆さまのお手元に届くのかかわからない状況であることから、町におきましては、町広報紙の10月号から12月号にかけて、毎号、通知カードは大切に保管してくださいといった内容を中心とした通知カードについての記事を掲載していく予定といたしております。

最後に、窓口などの体制の強化についてでございますが、町では、11月前後から個人番号通知カードが届くのではないかと予想しておりまして、住民の皆さまからご質問等が住民課の窓口によく寄せられることが考えられます。また、平成28年1月以降は、個人番号カードの交付というのも始まります。斑鳩町における個人番号カードの発行見込み数を予測することはかなりちょっと難しいと考えてはおりますけれども、個人番号カードの交付時には本人確認の作業も行いまして、また、1人につき4つの暗証番号の入力を本人みずから行っていただく必要があるというような情報も示されているところでございまして、交付に係る時間もおよそ20分程度かかるのではないかなというふうに見込んでいるところでございます。

このような事務が増加いたしますことから、通知カード及び個人番号カードの担当課である住民課には、11月から3月の間、臨時職員を1名配置をいたしたいというふうを考えておりまして、本定例会においてこれらの予算措置について補正予算案を提出させていただいているところでございます。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 今、部長、答弁してくれはったように、非常に混雑が予想されるというのと、町が発行する、その送付する作業は町はやりませんが、やはりきち

つと住民の皆さんに届けるということがまず肝心になるという点で言いますと、事情のある方について、居住地の変更ですね、の届けをされる方で、理由のある方は25日までと、そうでない方は10月2日までで締め切って、5日に県に持っていくということですが、その期間の間にですね、居住地を移される方についての対応というのはどんなふうになっているのでしょうか。

○議長（中西和夫君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾善亮君） ただいまご質問いただきました、この、やむを得ない理由によるということの居所情報登録の申請につきましては、9月25日までにしてくださいということで期限として設けておりますけれども、それ以降に申請があった場合でも、先ほど総務部長から答弁がありましたように、10月2日にデータを送付しますので、それまでの間はできる限り申請をお受けしたいと、このように考えております。お受けして、送付先の情報を変更してまいりたいと、このように考えております。

ただ、この10月2日以降になりますと、もうデータがかたまっておりますので、これはもう変更することができないということですので、住民票のあるところに通知カードが行くということになります。

しかしながら、このことによって個人の情報が不正に用いられるというようなことがあると認められる場合は、本人からの請求によって個人番号の変更を行うことができるということになっておりますので、したがって、このような場合に該当する場合には、本人の請求などが要りますけれども、個人番号の変更を行って、新しい番号を付番して、そしてその方の居所に送付するという形がとれるということになっておりますので、そういう対応でさせていただきたいと、このように考えております。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） そうして本人さんから連絡があつたり、または本人さんと連絡がとれる場合はいいと思うんですけども、とれなくて、なおかつ送ることもできない、それでその本人さんのところに通知カードが届かないというようなことも想定されるのかなというふうに思いますので、そうした事態に対しては、町のほうではできるだけ努力はされるでしょうけども、その制度としてですね、そういう方に対して届かなかつた場合の対処っていうのは、何か決まったものがあるのでしょうか。

○議長（中西和夫君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾善亮君） これは当然、届かなかつた場合は市町村に戻ってきますので、これは一旦もう、この地方公共団体情報システム機構に一旦返すという形になります。

すので。それでまたもし本人さんが必要だということであれば、これはまた発行ができますので、本人の個人番号が届かないということがあっても、また本人が必要であれば、これは番号の当然付番は、番号そのものの付番はしておりますので、必要であればそのときにまた取得していただくということになります。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 本人さんが使うのに必要とされるときにそれがわかればいいということでは対応はできるのかなと思いますけども、やはりなりすまして申請をされるとか、今そういう被害なんかも常に海外の国々では多発しているということですので、そうした点についても不備のないような形をとっていただきたいなという点ですね。

あと、臨時職員さん1人置いていただいて対応されるということですけども、相当な数の問い合わせ等が来るということが予想されます。そもそも制度自体が、私も今回質問させていただくのに、一定、資料などは見ましたけども、なかなかやっぱり理解しづらいものであると。特にご高齢の方などは、広報でも案内はされているでしょうけども、これについての危険性だとか、そういうところもやっぱり理解した上で取り扱いには注意をしていただくということが必要だと思いますので、引き続き町におかれましてはですね、そうした制度の中身の周知についても徹底をしていただくようお願いをしておきたいと思います。

それでは、次の2点目の質問に移ります。2点目につきましては、企業の負担に対する認識と対応状況についてということであげさせていただいておりますが、この点について、お尋ねをしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） マイナンバー制度に対応する企業の負担ということでございますけれども、民間企業におきましても、来年1月以降は従業員のマイナンバーを源泉徴収票などに記載する必要がございます。従業員や扶養家族のマイナンバーの収集あるいは情報管理が必要となってくるわけでございます。情報管理には高い安全性が求められるため、とりわけ中小・零細企業にとりましては負担となっているものと見られまして、東京商工リサーチの調べによりますと、システム改修などマイナンバーへの準備が完了した企業は全体の2.8%にとどまっているということです。対応を検討中は57.5%、未検討、検討していないというのが32%に上り、特に中小企業のおくれが目立っているというのが現状だというふうに思っております。

マイナンバー制度の周知に係る企業向け研修も行われておりまして、奈良県主催によ

りましては、マイナンバー制度導入に関する説明会が、ことし6月10日に奈良県文化会館において開催されています。また、7月22日には、奈良商工会議所、生駒商工会議所、奈良納税協会共催によりまして、マイナンバー制度説明会が奈良商工会議所で開催をされております。また、9月4日、本日ですけれども、奈良納税協会主催によります事業者向けマイナンバー制度研修会が、斑鳩町商工会において開催されることとなっております。これら企業向けの研修も盛んに行われている状況でございます。

本町におきましても、広報いかるがの9月号におきまして、民間企業でのマイナンバーの取り扱いについての周知記事を掲載いたしておきまして、今後につきましても、これらについては広く周知を図ってまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 町内業者の方、個人事業主の方などから、とにかく本当にいろいろなことをお聞きしています。そもそも、先ほど部長、答弁の中で、商工会さんが、本日ですね、説明会を開催されているというふうにおっしゃいましたけれども、この町内業者からの問い合わせに対して町が窓口となって対応されるのかどうか、この点について確認をしておきたいと思っております。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） マイナンバー制度に対する問い合わせにつきましては、内閣府におきまして、平成26年10月1日からマイナンバーコールセンターを開設いたしておきまして、必要に応じて関係省庁につなぐことにより、ワンストップで対応が行われているところでございます。

町に対して、おっしゃいましたように民間企業から問い合わせがあった場合には、その内容に応じて、そのマイナンバーコールセンターのほか、国税庁や厚生労働省のホームページなどにも詳しく記載されておりますので、適切な窓口を案内できるよう、私どもも情報収集にも努めてまいりたいというふうに思います。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） この制度、今、至るところで勉強会なんかもされていますけれども、従業員と扶養家族の個人番号まで、登録から、また廃棄するまでの間、全部管理をなささいということで指導がされているみたいですね。あと、情報流出を防ぐためのセキュリティー、これはソフトとハードと両方ですけれども、お聞きしますと、何かパソコンに鍵をつけるというふうに言われたという方とか、あと、情報を取り扱う部屋を分けるように部屋の改装なささいという、そういう指導までやっぱりきているということで、

とてもじゃないけどそんな対応はできないという声をお聞きしています。

そして、部長もおっしゃいましたけども、中小企業や個人商店さんほどそうした経費ほか人的なものをそういうところに割くということができない状況のもとで、この個人番号の管理というのが実際にできるのかというのは、非常に難しいものだと、実際的にはもう無理じゃないかなというふうに思っています。

それに対してですね、例えば税の申告なんか、今は国のほうは受け付けるというふうには対応、答えているみたいですが、こうした問題が今後どうなっていくのかというのは非常に心配されます。

先ほど、窓口は町のほうでは質問があったときにお答えをするという形ではなくて、国の窓口を案内するということでの対応だというふうにおっしゃいましたけども、かかってくるのは町のほうにも大分やっぱりかかってくると思うんです。そのときに町内の事業者さんの実態なんかをお聞きできるようであればお聞きしてですね、その現場の声をやっぱり国に対してしっかり届けていただきたいというふうに思いますので、その点については、混雑しますのでね、全部が全部対応できるかっていうのは難しいかと思えますけども、町の努力をお願いしておきたいというふうに思います。

それでは次に、3つ目のマイナンバー改定法の内容と住民への影響について、お尋ねをいたします。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 昨日成立いたしました、いわゆるマイナンバー法の改正法の、まず、その内容でございますが、金融分野あるいは医療分野等におきまして、さらなる効率化、利便性の向上が見込まれる分野につきまして、マイナンバーの利用範囲の拡大や制度基盤の活用を図るものとなっております。

まず、金融分野につきましては、預貯金口座へマイナンバーを付番することによりまして、銀行等に対する社会保障制度の資力調査や国税・地方税の税務調査でマイナンバーが付された預金情報を効率的に利用できるよう所要の措置が講ずることとされておりまして、預金者には、平成30年より銀行等からマイナンバーの告知を求められることとなります。ただ、このマイナンバーの告知につきましては、法律上、告知義務、お客さんから銀行に対する告知の義務というものは、現在はございません。

また、医療などの分野におきましての利用範囲の拡充といたしましては、医療保険者が行います被保険者の特定健康診査情報の管理などにマイナンバーの利用を可能とすることによりまして、被保険者が転居や転職・退職により医療保険者が異動した場合、健

康保険の異動、変わった場合ということですが、でも、そのマイナンバーを活用して特定健診等の情報を保険者間で円滑に引き継いで過去の健診情報の管理を行うことができ、効果的な保健事業が推進できるものとされております。さらに、予防接種履歴につきましても、地方公共団体間での情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を可能とすることによりまして、転居者につきましても、転居前の予防接種履歴を正確に把握することができ、より一層、有効性・安全性を確保することができるとされているところでございます。

なお、先般の日本年金機構の個人情報流出の事案によりまして、マイナンバーへもいわゆる、先ほどおっしゃいましたように情報流出の懸念というのが高まったため、この改正法におきましては、日本年金機構がマイナンバーを扱う時期を、来年1月から最大で1年5か月おくらせると。また、マイナンバー制度と基礎年金番号との連携時期を、本来予定されていた再来年1月から最大11か月おくらせるという修正がなされたものでございます。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） この改定法ですね、参議院通って、これからまた衆議院で修正案が。

あれ、もう通った。ああ、もう通った。すみません。

ということは、もう法律として成立をしてしまったということですね。

今回ですね、まだ制度の実施もされていないのに、既に利用の拡大を前倒しにして進めるというこの姿勢ですね、さんざん情報漏えい等の危険性が指摘されているにもかかわらず、セキュリティーの安全性とか、制度の安定性も確認できていない段階で制度拡大に足を踏み出すという政府の姿勢がですね、私は異常だというふうに思います。

個人の預金が幾らあるのかという情報ですね、本来で言えばプライバシーで、銀行に対する告知義務はないということですが、そういうものを管理していくと、さらにその人の健康状態なども情報によって管理をする。一定、行政的には効率化が図れるという面があるのかもしれませんが、それが一たび悪用されたときにですね、どういふことになるのかというのを私は非常に強い懸念を持っていますし、それが、ましてやですね、政府によって徴税の強化や社会保障給付の削減の手段として使われかねないということに対しては、この政府が利用拡大を非常にもう前倒しにして、前のめりに進んでいっているという今の姿勢からもですね、強い懸念を持っています。

これについては、町に対してどうこう言うのもあれなので、こうした問題点があると

いうことで指摘をしておきたいと思います。

それでは次に4つ目の特定個人情報保護評価について、お尋ねをいたします。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 特定個人情報保護評価は、特定個人情報ファイルを保有しようとする国または地方公共団体等が、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための措置を講ずること、さらに、このような措置が個人のプライバシー等の権利利益の保護措置として十分であることを評価して、その結果として評価書を公表するというものでございます。

特定個人情報保護評価は、特定個人情報ファイルを取り扱うその事務ごとに行うこととされておりまして、特定個人情報ファイルを取り扱う者の人数などによりまして、全項目評価や重点項目評価、基礎項目評価の3つの評価手法が定められているところでございます。

本町におきましては、これまでには、住民基本台帳に関する事務につきまして基礎項目評価を実施し、評価書を公表しているところでございますが、その他の地方税、国民年金、国民健康保険、後期高齢者医療、児童手当、介護保険、母子保健に関する事務など特定個人情報ファイルを取り扱う事務につきましても基礎項目評価を実施する必要がございますので、10月中に実施をいたしまして、評価書の公表を行っていかうという予定でございます。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） この特定個人情報保護評価という聞きなれない言葉なんですけども、今回、この制度を施行する中で、情報のファイルをつくる前にこの評価を行いなさいということで法律でも位置づけられているものでして、3つの評価方法がありますけども、先ほど部長の答弁では、斑鳩町は基礎項目評価を実施して、公表されたと。今の段階では住基台帳に付番をするということの評価を実施されているということですけども、この3つ評価方法がありますけども、その中でですね、第三者による点検が求められているものというのは全項目評価書だけというふうになっておりまして、それ以外、斑鳩町が実施している基礎項目評価については第三者による点検が求められていないものというふうになっていますが、そのことについては、そのことで間違いはないでしょうか。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） はい、そのとおりでございます。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） システム、セキュリティーの強化など、実際に年金の情報が流出したということで、きっちりやっていますよという中でもそうしたようなことが起こっていますので、やっぱり法を施行するのに当たりまして、第三者のチェックを受けるというのがシステムとしても必要だなというふうに私は感じています。小さい自治体でそこまでできるのかというところはあると思いますが、しかしですね、番号法の第27条ですね、ここでは、地方自治体の長を含む行政機関の長等に、特定個人情報ファイルを保有する前に特定個人情報保護評価を実施しなければならないと、先ほど申しあげましたけれども、そして、同条第2項では、行政機関の長等は、その評価書に記載された特定個人情報ファイルの取り扱いについて特定個人情報保護評価委員会の承認を受けるものと規定して、第4項は、その承認を受けた評価書の公表を規定しているというふうになっていまして、法律ではですね、地方自治体の行う特定個人情報保護評価についても明らかに特定個人情報保護委員会の承認を求めているというふうに取り扱うことができると思うんです。政府のほうはですね、自治体によっては基礎項目評価のみでいいですよということで、自己点検でも対応が可能だという対応を示していますけれども、そのこと自体が今後法律違反にならないのかということについては疑いがあるということで、町としてはそういうところまで果たしてできるのかという実態もきちっとやっぱり反映をさせた制度運営、法の運用というのが必要だというふうに思います。この点につきましては、今の段階ではですね、町におかれましては、今後のこの動向について注視をしておいていただきたいというふうに指摘をさせていただきます。

それとですね、さんざん担当課のほうにも事前に、iPadのほうでこれ、インターネットで確認しようと思ったけどできなくて、インターネットでもパソコンのほうから評価書を見ようと思ったんですけど、ちょっとアクセスできなかったものですから、またそれについては、もし実物があるのであればお示しいただきたいなというふうにお願いをしておきます。

そうしたら次に、5点目の質問に移ります。先ほどもちょっと触れられましたが、年金情報の流出後の国の対応と町のセキュリティー対策について、お尋ねをいたします。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 先ほども少し触れましたが、先般の日本年金機構の個人情報漏えい事案を受けまして、マイナンバー制度につきましても個人情報が外部に漏えいす

るのではないか、また、他人のマイナンバーを用いたなりすましなど不正利用はないかとの懸念が広がっているとは認識をいたしております。このような状況を踏まえ、国から、地方公共団体等が講じるべき措置といたしまして、ことしの8月7日付で特定個人情報の適正な取り扱いにおける安全管理措置の徹底についてという通知がございました。この通知におきましては、情報セキュリティ対策について主に2つの基本的な対策が示されております。

それをご紹介いたしますと、まず1つ目の対策といたしましては、個人番号利用事務で使用する情報システム及びそれに接続する端末が、インターネットを介して不特定の外部との通信を行うことができない状態とすることとございます。本町におきましては、これにつきましては、個人番号利用事務で使用するネットワーク、それからそれに接する端末は、インターネットのネットワークは論理的に分離した環境ということになっておりますので、これらの対策につきましては既に講じているところでございます。

2つ目に示されている対策といたしましては、個人番号利用事務で用いる特定個人情報については、他の端末等に電子媒体等で移した場合でも、当該端末機がインターネットを介して不特定の外部との通信を行うことができない状態とすることというふうにあります。これにつきましても、現在町職員が使っております個々の端末につきましても、その接続するネットワークはインターネットと論理的に分離された環境となっているところでございます。

ただ、このような技術的な対策につきましては、情報セキュリティ対策の一面でしかなく、何より重要なことは、特定個人情報ファイルを扱う職員の意識、人的なセキュリティの対策であると考えております。このことから、今後さらに職員の研修の充実、あるいは全国でのセキュリティ事故の情報提供、万一問題が生じた場合の対処などにつきまして周知徹底を図り、また、マイナンバーの事務処理に係る作業手順や情報管理体制につきましても、国が示す運用基準や取り扱い等に従いまして、遺漏のないよう万全にその対応を行ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 年金情報の流出がどういうふうにして起こったのかっていうのを簡単に言いますと、情報を保有しているパソコンからDVDでデータを移してインターネットに接続しているパソコンで作業を行ったと。そこにメールが来て、そこからウイルスが広がったということですね。さらにそのDVDの情報についても、暗号化を本当はしなければいけないのを、その手間を省いて作業をしていたということで情報がば

っと流出したということで、斑鳩町のパソコンの環境ですね、については、基本的にそうした外部との接続については、個々の個人が持っている、職員個人が持っているパソコンにはインターネット接続されていないと。さらにインターネット接続されているパソコンでの作業については、そうした情報を持ち込んで作業することはないということで確認をしておきたいというふうに思います。

ただですね、部長もおっしゃいましたように、人的なものについてはもうモラルでしかないんですよね。この法律ができたことによって罰則も非常に強化をされましたけども、結局やっぱり漏れるところはそこではないかなというふうに思います。

本来ですね、私は冒頭にも申しあげましたけども、制度自体やっぱり中止をするべきだという思いを持っていますが、町の職員さんにおかれましては、実施せざるを得ないという状況のもとですね、やはり住民の皆さんの情報、個人情報漏れないように万全を期していただくとともに、あとまたシステムとしても非常にわかりづらいものですので、その辺については対応のほうもしっかりとお願いをしておきたいと思います。

以上で、このマイナンバー制度についての質問は終わります。

次に、2点目の高校入学支度金制度についての質問に移らせていただきます。この制度はですね、準要保護の家庭で次年度から高校に進学するお子さんに対して制服などの購入費用として活用していただくものだということで、また町のほうで確認をしていただければと思うんですけども、来年度からお隣の三郷町で子育て支援策という形で実施をされる予定だということをお聞きしています。

この要保護の家庭に対しては、国の制度としてこういう基準があって現在実施されているということらしいですが、またですね、斑鳩町としては、準要保護家庭の支援ということでは、小学校・中学校と義務教育の範囲内で、要保護の基準と同様に準要保護の家庭に対しても支援をされているかというふうに思います。

ただですね、この間、リストラや非正規化など親の収入の減によって子どもが高校や大学の中退を余儀なくされたり、また学生自身が奨学金という大きな借金を背負って学校に通い、それが卒業後も返済できず、ひどい場合だと金融機関のブラックリストに載せられてしまうといったことが社会問題となっています。

現在、所得制限が設けられましたけども、高校の授業料無償化というのが民主党政権以来続けられており、教育の機会均等に大きな役割を果たしているというふうに考えています。本来であれば、大学を卒業するまで教育に係る費用は無償化し、お金のあるなしにかかわらず学びたいと願う全ての若者がその機会を得られるよう、社会がそれを支

え、高校や大学などで得た知識や経験を、社会に出た若者が今度はそれを社会のために役立てるといふ教育のあり方が世界の多くの国の常識となっていますので、日本でもそうあるべきだと考えますが、残念ながら現時点ではそれが実現していません。しかし、そういう方向に進んでいくべきだといふふうに考え、国や行政はその役割を果たしていただきたいといふふうに私は思っています。

少し話が膨らんでしまいましたが、この高校入学支度金の創設について、町の見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾善亮君） 経済的な理由によりまして高等学校あるいは高等専門学校への就学が困難な方に、入学に必要な費用となる一部を支給するということについてのご質問でございますけれども、現段階では、高校入学支度金につきましては町から支給することは考えておりません。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 今回初めて取り上げる質問ですので、また今後、調査・研究をぜひ行っていただきたいなといふふうに思うんですが、既に県下で実施されている自治体があると思うんです。町もつかんでおられると思いますので、どれくらいの自治体で実施されているのか、確認をさせていただきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾善亮君） 現在、市町村のこの高校入学支度金を実施されている状況ということでございますけれども、市町村のホームページで確認した限りでございますけれども、市では樫原市、それから桜井市、それから五條市、御所市、それから葛城市の5市でございます。それから町では河合町の1町、それから村では曾爾村の1村、合計7団体でございます。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 市、町、村と数はばらばらですけども、それぞれ財政規模が違っても取り組んでおられる実態があるということですが、例えばですよ、斑鳩町で実施しようと思うと、その対象世帯がどれくらいになるのかという点でですね、確認できるようであればお尋ねしておきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） いわゆる準要保護児童生徒の数ということですので、私のほうから回答をさせていただきますけれども、この平成27年9月1日、ことしの9月1日現

在のいわゆる準要保護生徒でございますけども、両中学校合わせて27人ということでございます。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 9月1日現在の中学第3学年の準要保護児童生徒は27人というところでございます。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 私も三郷町の例を少しお聞きしていて、三郷町でも大体、年間30人くらいですよ。保護の限度額の半分を支給するという形でされるみたいで、年間予算にすると100万円前後になるかなというふうにお聞きをしていますので、またそうした予算についても財源確保ができるのかという点も調査をしていただいてですね、できるだけ前向きにご検討いただきたいというふうに思いますので、お願いをしておきたいと思います。

それでは3点目のシルバー人材センターについての質問に移らせていただきます。ここの3月末ごろにですね、シルバー人材センターの役員さんと議長・副議長、それから厚生常任委員会、建設常任委員会の委員の皆さんとで懇談をさせていただく機会がありました。その際にですね、シルバー人材センターの実情についてお聞きしたのですが、1つには高齢化が、団塊の世代が定年を迎える中でふえると見込んでいたシルバーの会員さんが思うようにふえないと。またですね、シルバー人材センターの受注も減少傾向で、会員の伸びという面や財政的な面でもしんどい状況であるということをおっしゃっていました。そうしたことからですね、シルバー人材センターの今後の活性化に向けて、周知も含めて知恵と力をかしていただきたいとのご要望も含め、さまざまな意見交換を行いました。

こうした懇談会をさせていただき、私は改めてシルバー人材センターの存在意義について考えさせていただくよい機会を得たというふうに考えていますが、今後、ますます高齢化が進む中で、シルバー人材センターの位置づけについて、また、町とシルバー人材センターとの関係について、どうあるべきなのかという点で確認をさせていただきたいと思い、質問にあげさせていただきました。

ではまず1点目の、シルバー人材センターが果たしている役割と、町の総合計画の中での位置づけについて、お尋ねをしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾善亮君） シルバー人材センターの役割と、それから第4次斑鳩町総

合計画の中の位置づけにつきましては、高齢者福祉におきまして、社会参加の促進ということで高齢者の社会参加や生きがいづくりの活動の場ということで位置づけをしておるところでございます。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） ですので、町のほうとしてもやはり積極的にシルバーの会員さんになっていただいて、その中で生きがい対策としてですね、活動されたいという思いを持っておられるということだというふうに思いますが、間違いないでしょうか。

○議長（中西和夫君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾善亮君） もちろん総合計画ではそういうように位置づけておりますので、そういう認識で対応させていただいております。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 今ですね、当初、設立の目的としてこうした生きがい対策という位置づけでもって、現在でもそういう形で進めておられるかというふうに思いますが、この間ですね、例えば年金の支給年齢が高くなると、要は支給がおそくなるというような実態とか、あと、不景気の影響などもあってですね、今、シルバーに会員になられる方の多くの方が実質的な収入としてあてにされている、そういう会員さんがふえてきているというふうに思うんですが、町の認識としては、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（中西和夫君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾善亮君） 近年は就労形態というのが大分変わってきているというのは認識はしております。会社のほうでも当然、再任用制度とか、再雇用とかいう形でされておられますので、そういったことに勤務される方はいいわけなんですけど、そういうふうに勤務されない方というのはおられるわけですから、その方が当然、されないということは生活にゆとりがあるのかなというふうに思いますので、そういう方については会社のそういう再任用制度、そういうのを活用いただいたらというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 再任用でも枠は限られているなというふうに思うんです。そういうところに入れる方はいいですけども、そうでない方、今、ご高齢の方でもハローワークに求人を探しに行ってもなかなか仕事がないと。実質、若い方でも就職がないということでちまたには若い人があふれている中で、高齢者がやっぱり採用しづらいと、さ

れづらいという状況のもとで、何とか次が決まるまでとかいう形とか、あとは、そうでない方もシルバーさんに一定、収入を得るということも目的として会員になられているという状況はあると思いますが、町はそうではないという考え方でしょうか。

○議長（中西和夫君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾善亮君） 当然、我々が認識しておりますのは、社会参加、生きがいづくりということでございますので、当然その中で労務をされるという中で収益を得られるというのは確かにあると思いますが、それをもって生活をされるというのは厳しいのではないかとこのふうには考えております。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） それで生活できるかどうかというのを聞いているのではなくて、収入のあてにしているかということでお尋ねをしたんですが、実際にそうだという声も寄せて、多くの方から、住民の皆さんから聞いています。

それですね、2点目の質問に移りたいんですけども、シルバーさんとの懇談の中でもですね、実際、今、町がシルバーさんに発注をしている事業の単価が非常に安いと、低いということで、その単価の改善を何とかできないかということも議会に対して相談を、要望をされていまして。それ以外にもですね、個々の会員さんからも直接私は何人か声をお聞きしているんですが、今、シルバーさんから配分金という形で個々の会員さんにその仕事、労務に対しての報酬という形になるんですかね、請負契約という形になっているかと思っておりますので、お金をもらっているということなんですけども、その単価がですね、三郷町と平群町とのシルバーさんの状況も聞かせていただくと、斑鳩町が極端にその単価が低いんですね。そうしたことから、シルバーの役員さんとか、会員さんからそういう声上がるのも当然だなというふうに思いまして、何とかそれを改善することができないのかなというふうに思いますが、町はどんなふうにお考えでしょうか。

○議長（中西和夫君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾善亮君） この斑鳩町のシルバー人材センターの運営につきましては、平成26年度でございますけれども、まず主な収益で、国からの補助金といたしまして728万円、それから町からの補助金といたしましては国より102万多い830万円等を受けられて運営をされておられます。

シルバー人材センターにつきましては、先ほど申しあげましたように、高齢者の社会参加や生きがいづくりを主たる目的としておりますので、役場の各課のそれぞれの業務の契約金額につきましては、その都度シルバー人材センターと個々に協議をさせていた

だいているところでございます。

また、仕事の発注につきましては、シルバー人材センターで受注が可能な業務につきましては、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定する団体ということから、優先的に随意契約をさせていただいているところでございます。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 平群町さん、三郷町さん、シルバーさんに聞かせていただくと、項目ですね、町が発注している事業の種類、項目については、確かによそよりも発注をされているということで、そのことについては優先的に発注されているということで評価はできるものだなというふうに思っています。

ただですね、補助金についても、今、国の基準以上に上乘せして出しているよというのはありますが、この間、町の補助金というのは、カットですね、一定されてきているという状況の中で、シルバーさんも運営が困難になってきているのかなというのと、やはりですね、私もその発注単価ですね、シルバーの会員さんに直接支払われる配分金が幾らになっているのかなというのを斑鳩町のシルバーさんをお願いして出してもらったんですけども、見ますと、最低賃金を割っているような形で配分金が支給をされていたんです。それも極端なんですね。例えば、草刈り、除草ですね、の分野で言いますと、三郷町さんが平米で50円、単価に直すと時給で820円、平群町さんのシルバーさんで言いますと1,030円という時給単価。しかもこれは配分金なので、ここからさらに別の10%の手数料を町から事業費用としていただいているということでした。

しかしですね、斑鳩町のシルバーさんの場合は、単価契約、町との契約金額で705円と。さらに、斑鳩町から受注している事業については、手数料は10%だけなので、この金額から7%の手数料を引いた上で会員さんにお渡しをしているというのが実態だということで、私もびっくりしたんですが、一つにはですね、先ほど部長がおっしゃいましたように、法律の中で雇用契約というふうにはなっていませんので、最賃法の適用は受けないというのはあるんですけども、県のシルバーさんがですね、それぞれの各行政区などにあるシルバーに対して、最低賃金を下回るような、あまりにも民間とかけ離れた単価については設定をしないようにという指導をされているというのは、部長、ご存じでしょうか。

○議長（中西和夫君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾善亮君） 県のほうからそういった指導が上がっているのはちょっと存じ上げませんが、国からはそういった、厚生労働省ですか、そういったものは

出ているというのは聞いております。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 町長にもお尋ねしたいんですけども、実際に町がシルバーさんに発注している単価がそうした最賃を下回っているという実態について、町長は把握されているでしょうか。

○議長（中西和夫君） 小城町長。

○町長（小城利重君） この経過そのものを考えますと、シルバー人材センター、当初、自民党政府がつくられてですね、やっぱり65歳以上になってきたら健康管理のために週2回くらいはということをしてきて、その当時は大体1,000万くらい国の補助金、それと同等の額の補助金を町が支払っていたと。ただ、民主党が政権をとられてから、事業仕分けによってですね、かなり下げられたと。720万ということですけども。しかし、皆さんの、議会の方々をお願いしてですね、斑鳩町は100万ほどアップというのか、今、これ、出ていますようにですね、830万、これ、出ているわけですからね、そういうことを考えますと、私はやっぱりこのシルバー人材というのは、町そのものの賃金が安い、高いという問題よりも、やっぱり働ける意欲、そういうものを考えていったら、私はやっぱりそういう点については斑鳩町は十分努力をしている。

そこへ合わせてですね、ワークプラザで申されたのは、国から2分の1補助して、建屋が行きますということで、そのときにも国は、2,000万くらいかかるやつでも、1,000万ももらえるということをおっしゃるんです。しかし、町が1,200万ほど出して、そして国は600万ほどしか出ていないんです。それほどで議会にも一遍、私、質問を受けたことがあります。おかしいやないか、と。そんなこと何でそんなするの、と。いや、しかしこれはやっぱりワークプラザとして町としても進めていこうと、シルバー人材という一つの組織を守っていこうということでやってきているわけですから、三郷や平群とか別段、私はやっぱり斑鳩町のシルバー人材というのは。

それと合わせてやっぱり町とそういう関係で、その方々がやっぱりそういう契約をされているということは、やっぱりそれを上げてほしいことはそれは当然上げてほしいと思います。だから、そういうことについても、今後やっぱりそういう中で話をしていかなかったら。

私はそれと合わせてやっぱり町との関連という、シルバー人材に町から職員を送っている、送っていないというよりも、そういう把握することがないんですよ。だからだれが採用されているのか、どうなっているのかということは、なかなか私のほうでは把握

できない。そういうことでやっておられますから、そこらのところを十分考えて。

私も昔、名古屋城のところで見学に行ったら、名古屋城のところで切符を切っている人らがおられて、おたくさんどこですか、と、シルバー人材です、と。だからシルバー人材だけでもやっぱり名古屋市からそういう人材センターから派遣されているから料金は安いですよ、と、本当に安いですよ、という話もされていました。やっぱりそういうことも考えたら、十分そういうことについて検討を十分していかなかったら、これ、今、仮に一般の方々が750円で契約されたら、10%というのは八百何ぼ払わなあかん、手数料からいうたら。そうしたらその八百何ぼ、そうしたらええのか悪いのかと、こうなってきますから。そういうことを十分検討しながら、私はこのシルバー人材を守っていく、その姿勢は変わりませんし、そういう努力をしていきたいと思っております。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） これまで補助金なんかの関係については、町は努力をされていたと。今、町長の姿勢としても、シルバーの活動ですね、を守っていくという姿勢については示されましたけども、この最賃を下回っているような契約単価について、改善されるということは明言をされませんでしたけど、この点について、再度、確認をしたいと思えます。

○議長（中西和夫君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 先ほど言いましたように、シルバー人材とまた町とのそういう契約等については、十分またこれから話し合うということもございますし。ただ、私はやっぱり一番残念なのは、今、シルバー人材、当初出たときは400人近くおられたんです。それが今、300人、もう恐らく割ってこようと思えます。そういう現状を考えますと、やっぱりこれだけ65歳以上の方、あるいはもう言うたら7,000人から8,000人おられます。その中でやっぱり300人といったら。やっぱりそういうことを考える中で、この補助金の関係等についても十分検討していかなかったら、何かひとつシルバー人材センターが自分の中で孤立しているような感じが見受けられますので、そこらを十分配慮して考えていかなかったらいけないと思えます。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） シルバーさんのほうからも、町との話し合いの中でこれまでも請負契約をしてきたけども、やっぱりこの単価じゃないと受けてくれないんだっていうことで嘆いておられたという実態があります。その点について、町は前向きに改善するという姿勢を、私はぜひ町長に示していただきたいと思いますと思うんですが、いかがでしょう

か。

○議長（中西和夫君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 前向きに改善するとか、しないとか言うよりも、やっぱり今のシルバー人材のそういう中で町との関係を十分に意思疎通を高めていただいでやっていくことが大事だということです。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 同じ質問を繰り返しても堂々めぐりになりますので、また後日ですね、決算審査特別委員会がありますので、その中でそれぞれの個々のシルバーさんに発注している事業の単価も明らかにするもとですね、引き続きこの議論をしていきたいというふうに申しあげておきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（中西和夫君） 以上で、12番、木澤議員の一般質問を終わりました。

続いて、4番、小村議員の一般質問をお受けいたします。

4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） ただいま議長からお許しをいただきましたので、一般質問を通告に従ってさせていただきます。

1つ目は、町財政向上の取り組みについてです。私は、初めての一般質問では財政をやると決めていました。それは、これからの時代、どこの自治体も自治体経営が厳しい中で、経営的視点からしっかりと行政運営をしていかなければならないと思うからです。そのためには無駄を省き、ときには現在無料のサービスに一部負担を求めることも必要であると思います。行政に対する要望が増大する中、しっかりと必要なことへの投資、我慢していただくことを見きわめる、必要な分野、必要な事業には投資を行い、そして町民の皆さまに我慢していただくところはきちんと説明して我慢していただく必要があると考えるからです。

斑鳩町の経常収支比率を見ましても、98%ということで、自由度の高い予算が少ないこともわかります。さらに、将来の人口減少、超高齢化社会を見据えたとき、町の財政は厳しくなるものと予測され、決算資料の町財政の将来推計を見ても、歳入では税収の減少、歳出では社会福祉費などの扶助費の増大により厳しい状況になると予測されています。よりよい町財政を目指しまして、今回は歳出の面と歳入の面からご質問させていただきます。

まず、これまでの斑鳩町の歳出削減への取り組みについて、どのようなことを行って

きたのかをお尋ねいたします。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 行政を取り巻く環境が急速に変化する中で、質問者もおっしゃいましたように少子化、超高齢化、また人口減少に伴いまして、今後ますます増加する新たな行政課題や住民ニーズに対応するとともに、これまで積み上げてきました行政サービスの水準を将来的にも維持し、本町のまちづくりのテーマであります「ともに生き、ともに育むまち 歴史と文化がくらしの中に息づく新斑鳩の里」の実現を図るためには、さらなる行財政運営の改革が必要であると考えております。

本町におきましては、平成25年度から平成32年度までの8年間を取組期間といたしました第4次斑鳩町行政改革大綱を平成24年12月に策定をいたしております。この大綱では、コスト削減、人員削減、無駄の削減などを主眼といたしまして、これまでの量的な行政改革は、行政運営のスリム化に一定の成果を上げており、継続していく必要があるものの、今後は限られた経営資源の中でPDCAサイクルのさらなる実施による事業の総点検によりまして、迅速性、的確性、効率性、実効性を追求し、住民の満足度の高い行政サービスを提供できる質的な行政改革もあわせて行う行財政運営への転換が必要であるとしております。

こうしたことから、事務の効率化や組織機構の見直しについて継続的に取り組むほか、現在の事業を総点検いたしまして、行政経費の削減や費用対効果の小さな事業の廃止などを進めるとともに、民間企業への事業委託などによりまして無駄のない効率的な財政運営を行ってまいりたいというふうに考えております。

第4次行政改革大綱におけますこれまでの主な取り組みといたしましては、まず、民間企業への事業委託といたしまして、平成25年度に保育園の給食調理洗浄業務の委託化を完了するとともに、平成28年度には小・中学校の学校給食の調理洗浄業務の委託が完了する予定でございます。

また、ごみ収集業務の委託化についても、順次進めているところでございます。

また、施設管理経費の削減といたしましては、平成26年度に役場庁舎ほか12施設に係ります電気調達について入札を行い、その結果、年間で約1,150万円の削減効果が見込まれているところでございます。

このような公共施設の維持管理における経費削減も含めまして、さまざまな歳出削減の取り組みについて、今後も検討を行ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） ご答弁ありがとうございます。

私も歳出削減について、今回いろいろ企画財政課のほうに行った際に、電算システムのクラウド化や電気調達の入札など先進的なこともされていて、非常に斑鳩町は歳出削減についてご努力いただいていると感じました。

それと、今の答弁の中で、行財政運営の改革の必要性への認識、第4次行政改革大綱に掲げられている「事務効率や民間企業への事務委託などにより、無駄のない効率的な行政運営をめざします」と書かれている内容に取り組んでいる旨の答弁がございました。ほかの自治体ではさらに公共施設の運営管理の民間委託、役場庁舎の窓口業務の民間委託、給与支払事務の民間委託に取り組んでおられます。

その中で、今回は特に保育所について尋ねいたします。保育所につきましては、近隣の自治体においても公立保育所の民間への運営委託が進められています。また、待機児童対策として民間保育園の誘致も進められています。斑鳩町でもことしの4月から旧の保健センターにおいて民間保育所が運営されているところです。

そこでお尋ねいたします。斑鳩町の町立保育所と民間保育所の役場が支払う園児1人当たりの経費の比較及び新たに保育所を整備するときの経費の比較について、お示しください。

○議長（中西和夫君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾善亮君） ただいまお尋ねの件でございますけれども、平成26年度の町内の公立保育所に入所しております園児1人当たりの経費につきましては、年額86万6,000円となります。また、町外の民間保育所に入所しております園児1人当たりの経費は71万4,000円となしまして、経費面で比較いたしますと、民間保育所のほうが園児1人当たり15万2,000円安くなっております。

また、保育所等の施設整備を行う場合、設置主体が社会福祉法人等が行う場合のみ県の補助対象となりまして、町が行う施設整備につきましても補助金は対象外ということになっております。

○議長（中西和夫君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） 園児1人当たりの経費が、公立の場合は86万6,000円、民間保育所に入所している園児1人当たりの経費が71万4,000円ということをご答弁いただきました。1人当たりでは、民間の保育所のほうが15万2,000円経費が安くなるということも言っていただきました。経費の面では、民間委託したほうがすごく安価ですむことがわかりました。

それでは、歳入の面で、町立保育所と民間保育所の場合の国庫補助や保育料等の歳入についてどのようになるのでしょうか。また、歳出と考えた場合の実質的負担額をお尋ねいたします。

○議長（中西和夫君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾善亮君） 平成26年度の町立保育所運営に伴います事業費は3億1,566万6,000円でございます。その財源といたしましては、保育料等で9,487万5,000円、一時預かり事業、また保育所職員研修等に対する県・国補助金で105万8,000円などとなっております。町の一般財源といたしましては2億1,526万6,000円となっております。なお、この町の一般財源につきましては、地方交付税で措置された約6,500万円を含んでおりますので、それを除く実質的な負担額は1億5,000万円となりまして、園児1人当たりでは41万2,000円となります。

一方、民間の保育所では、町外の私立保育所への広域入所に係ります事業費が7,069万4,000円でございます。その財源といたしましては、保育料が2,275万円、保育所の運営費として国・県からの負担金が3,102万円となっております。町の一般財源といたしましては1,692万4,000円となっております。なお、この一般財源につきましても、地方交付税で措置された約500万円を含んでおりますので、それを除く実質的な負担額は約1,200万円となりまして、園児1人当たりでは12万1,000円となります。

町立保育所と民間保育所の園児1人当たりの実質的な負担額を比較いたしますと、民間保育所のほうが29万1,000円安くなっておるという状況でございます。

○議長（中西和夫君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） それでは、本年4月1日現在の園児の総人数と、その内訳として、斑鳩町立保育所、ほかの自治体の公立保育所、民間の保育所に分けて人数をお尋ねいたします。

○議長（中西和夫君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾善亮君） 平成27年4月1日現在の保育所入所児童総数でございますが、462名となっております。その内訳といたしまして、町内の公立保育所で326名、町内の民間保育所で68名となっております。町外の保育所入所児童としましては、公立保育所で4名、民間保育所で64名となっており、民間保育所合計で132名となっております。

○議長（中西和夫君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） 今の答弁を聞いているとですね、民間の保育所にもかなりの園児が通っておられるということですが、保護者から何か公立保育所と比べて民間の保育所が不都合な点などの意見は町としてお聞きしておりますか、お尋ねいたします。

○議長（中西和夫君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾善亮君） 民間の保育所に通われている保護者の方からは、特に不都合な点などは聞いておりません。

○議長（中西和夫君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） 今、特に不都合な点等はお聞きしていないとのことですが、斑鳩町は先立って給食の調理洗浄を民間委託しています。私のところには、保育所に子どもを通わせているお母さんから、初めは、民間委託に何でなるのか、衛生面など大丈夫かなどといったような不安のお声が寄せられていました。ですが、最近聞くと、以前と変わらず何ら不都合は生じていないとのこと。町のほうには、何か意見は寄せられているでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（中西和夫君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾善亮君） 町立保育所の給食の民間委託の関係でございますけれども、委託を実施する前に保護者の方に説明をさせていただきました。実施する前、あるいは実施後におきましても、いずれにおきましても、苦情でありますとか、問題があるというような声はお聞きはしておりません。

○議長（中西和夫君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） ありがとうございます。今までのご答弁の内容から判断すると、公立の保育所を民間に委託したほうが、町の将来の財政面、これを考えたときにはいいと考える。民間の保育所にもかなりの園児が通っておられますが、町の見解はどうでしょうか。これから先、保育所の民間委託についての方向性をお尋ねいたします。

○議長（中西和夫君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾善亮君） 公立保育所の民間委託につきましては、町の負担が大きく減ることから、行財政改革の観点からも検討しなければならない事案であるというふうに認識をしております。

民間委託につきましては、保護者の方あるいは議員皆さまのご理解が最も大切でございます。現状のサービスを確保した上で、どのような運営形態がよいか、あるいは新たに民間保育所を誘致して、現在ある町立の2園のうち1園を廃止するという事などについて総合的にまた調査、今後、検討してまいりたいと、研究してまいりたいと、この

ように考えております。

○議長（中西和夫君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） 今、答弁でもいただきましたが、私も財政面のことを考えたときには民間委託のほうがいいと考えます。しかし、サービスの低下をしては意味がないとも思います。最低でも現時点でのサービスの維持、またサービスの向上をしていただけるという判断の上で民間委託が望ましいと思っております。そのためにも、今からいろいろな先進地のデータや検討をしっかりとさせていただきたいと思っております。保育所の民間委託に対して、非常に前向きなご答弁をいただいたと私は認識しております。ありがとうございます。

先ほども述べましたが、これからの時代、行政サービスへの増大が予想されます。それに応えるためにもしっかりとした歳出削減を行っていただきたいと思っております。それでも必要な場合は、批判を覚悟してでも町民に負担を求めていかなければならないのかなと思っております。これからも歳出削減への取り組み、よろしくお願いいたします。

それでは次に、財源確保、歳入の面でお尋ねいたします。歳出削減と同時に財源の確保をしていく努力をしっかりとしていかなければならないと思っておりますが、以前から言われていることだとは思いますが、広報紙に地元企業の広告を載せる、ホームページへのバナー広告、また、公用車にステッカーやマグネットで剥離可能な広告フィルムやステッカーを貼付する、そのことによって財源にしている自治体もあります。それらの可能性は模索していただいておりますでしょうか。また、自主財源の確保について、今後の取り組みについて、お聞きいたします。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 第4次の行政改革大綱では、適正な課税と収納率向上により自主財源の確保、あるいは行政経費の節減による歳出の削減に引き続き取り組むほか、提供するサービスとサービス提供に係る費用とのバランスや、負担の公平性の視点から、受益者にも適切な負担を求めていくことで持続可能な財政基盤の確立を目指すとともに、町が所有する土地、建物、財産などの資産の活用状況について検証を行いまして、遊休資産の売却や貸し出しのほか、広告掲出権の付与などによる税外収入の確保など、町が持っています資産の新たな活用方法を検討いたしまして、自立した財政基盤の確立を目指しているところでございます。

そこで、自主財源の確保への取り組みといたしましては、まずは先ほど申しましたような適正な課税と収納率の向上が求められているところでありまして、積極的な滞納整

理によります税負担の公平性の確保に努めているところでございますが、広告料収入のような税外収入につきましても、今後さらに検討を進めてまいりたいと考えております。

本町におきましては、斑鳩町公共物等有料広告掲載取扱要綱に基づきまして、町の公共物等に有料広告を掲載することにより自主財源を確保しているところでございます。現在は、町の広報紙のほか、コミュニティバス、JR法隆寺駅自由通路における掲載を募集しているところでございますが、今後、ホームページなどへの広告掲載につきましても、その課題等を整理した上でその可能性について検討をしてまいりたいと考えております。

また、行政改革の成果といたしましては、まだあらわれているところではございませんが、遊休資産の売却につきまして、平成25年度から一般競争入札による売り払いを試みているところでございます。

さらに、平成27年度税制改正におきまして、ふるさと納税の減税対象となる寄附の上限額が住民税の1割から2割へと2倍に拡充されたことから、これを捉えまして本年4月からそのお礼の内容を拡充させていただきまして、本町に対するふるさと納税の促進を図っているところでございます。

さらに、今後は、負担の公平性の視点から、サービスの受給者に適切なお負担を求めていくことや、提供するサービスとその提供に係る費用とのバランスを踏まえた使用料、手数料などの改定など、行政サービスを原点から見直すことで持続可能な財政基盤を確立していかなければならないものというふうに考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） 少額かもしれませんが、小さなことを積み重ねていくことも財源確保へとつながると思います。今後とも工夫を重ねて、財源の確保をお願いいたします。私もまた、いろいろとアイデアを提供していけたらなと思っております。

また、今の答弁の中でふるさと納税について述べられました。平成27年度の税改正において、ふるさと納税の減税対象が、上限額ですね、住民税の1割から2割に拡充されたとのことですが、斑鳩町も本年4月1日よりふるさと納税のお礼の内容が拡充されていると思います。現在の受け入れ状況はどうか、お尋ねいたします。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○植村総務部長（植村俊彦君） ふるさと納税の実績についてでございますが、例年におきましては、年間寄附者数は100人程度、寄附金額は150万円程度となっております。

本年4月からの新たなお礼といたしましては、お礼の気持ちを品物とは別に何か斑鳩町らしいものがないかということで検討を行う中で、5万円以上のご寄附に対しましては、国史跡であります藤ノ木古墳の特別見学や中宮寺御門跡様の直筆色紙、法隆寺及び中宮寺の拝観券などをご用意させていただきまして、斑鳩らしい、斑鳩を訪れていただき、知っていただくような特別なお礼の品としたところでございます。

現在の寄附の受け入れ状況でございますが、8月末時点でお申し込みをいただいた金額は189万4,553円となっているところでございます。お礼の拡充前となります前年度の同時点で比べてみますと106万8,304円の増となっているところでございます。また、今回お礼の品として新たに設けさせていただきました藤ノ木古墳特別見学を希望された方につきましては109万円となっているところでございます。

○議長（中西和夫君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） お礼の品の拡充もいろいろ考えていただけているなど感じております。斑鳩らしいお礼の品かつコストのかかりにくいものになっているという工夫もされているなど思っております。実のところ、私は、金額と照らし合わせて藤ノ木古墳の特別見学等のお礼に対してあまり魅力がないなど率直に思っていました。しかし、町外の方、他府県の方とお話をしていると、「さすが斑鳩町だね。これやったらふるさと納税してみたいな」と、多数の声を聞きました。町民の一人として非常にうれしく思った次第でございます。

また、斑鳩町のお礼の品を考えると、年配の方に魅力があると思いますので、情報発信の仕方もしっかりと考えていかなければいけないと思っております。また同時に、お礼の品への注目度のために、斑鳩町の特産物をしっかりつくっていかねばならないと、そういう思いもいたしました。

最近ニュースで、生駒市がレインボーラムネをお礼の品としたことが注目されています。ふだんは待っても、並んでもなかなか買えないレインボーラムネが漏れなくもらえるとのことで、ネット上でも注目されております。斑鳩町の商品の知名度を上げることも財源の確保に寄与すると思えます。より一層の商品知名度の発信もお願いいたします。

今回の一般質問で、税外収入の確保、持続可能な財政基盤の確立という言葉を変えて町のほうから使っていただきました。これらの言葉はまさに経営的視点からの行財政運営を行うということで受けとめました。なお一層の努力をお願いいたしまして、次の、学習がおくれている子どもたちへの学習支援について、一般質問に移らせていただきます。

私は、公教育において必要なことは教育機会の平等だと思っております。この教育機会の平等という理想により近づくために学習支援を実施するべきだと考えております。2014年3月28日に文部科学省は、その前年に行われた全国学力テストの結果をもとに、およそ4万人の保護者に行ったアンケートの調査結果を発表いたしました。その結果を見てみますと、保護者の世帯収入を分析したところ、世帯収入などが高い家庭の児童生徒ほど学力テストの正答率が高いという結果となりました。もう少し詳しく見てみますと、親の年収が1,500万円以上の子どもは200万円未満の子どもより学力テストの正答率が最大で25%高かった。また、塾や習い事の支出がない家庭と月5万円以上では最大28.2%の差があったという結果になっておりました。所得格差イコール学力格差だとは言いませんが、このデータからはある程度所得と成績に相関関係がある、学外授業のある、なしにより成績に差が出てきてしまっているという傾向があると言えます。この教育機会の不平等が起きているという現実の中で、私は、行政が何らかの対策をとるべきではないかと思っております。

町として、経済的な格差から来る教育格差について、どのような認識をお持ちでしょうか。また、学習支援について、どうお考えでしょうか。本年4月1日から、民意を代表する首長との連携の強化等の教育委員会制度の見直しが行われましたが、町としてどのように考えているのかをお尋ねいたします。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 全国的には、経済的な支援を必要としない家庭の児童生徒は、学習塾に通うなど、家庭学習に恵まれた環境にあると言われております。

一方で、経済的な支援を必要とする家庭の児童生徒は、保護者の長時間就労などにより家庭内の教育環境が低下したり、あるいは学習塾に通うことができないなど、家庭学習を十分に受けることができないなどの課題が指摘されております。

また、そのような家庭で育った児童生徒は、成人しても、家庭を築いてからも経済的な支援を必要とする、いわゆる貧困の連鎖が続くとも言われております。

こうした課題が指摘されているということにつきましては、町といたしましても十分に認識をいたしているところでございます。

そうした中で、先ほどもおっしゃいましたように、本年5月28日に開催をいたしました第1回の斑鳩町総合教育会議におきましては、町長から教育委員会に対しまして、生活保護の受給や一人親家庭で家計に余裕がないなど生まれ育った家庭事情で教育の機会が奪われ、その子どもの将来が左右されてしまうことがないよう特別な配慮が必要で

あるということから、その支援のあり方の一つとして、学習塾に行けない子どもの支援の必要性についてご提案をさせていただいたところでございます。

○議長（中西和夫君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） 今の答弁で、ことしの5月28日に第1回斑鳩町総合教育会議が開催され、町長のほうから教育委員会に対して特別な配慮を必要とする子どもたちの支援のあり方、この一つとして学習塾に行けない子どもの支援の必要性について提案があったとのことですが、この町長からの提案を受けて、教育委員会ではどのように認識、また、どのようにその認識を行政に反映していくのか、お尋ねいたします。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 私どもといたしましても、家庭の教育環境による学力面での格差の広がり指摘されているということについては認識をしているところでございます。

本町の学校教育の現場におきましては、これまでも各教科について学力の低い子ども、いわゆる補習が必要とする児童生徒に対しまして、教員が放課後、各教室で個別に学習指導を行っておりますが、そうした中でもなお一層、今後も授業や個別の学習指導を工夫、改善して、児童生徒の学力の向上が図られるよう努力をしていく必要があるというふうに考えております。

また、本来、そうした学力の低い子どもについては、学校教育の取り組みにおきまして対応していくことが第一であるというふうに考えておりますことから、本町の小学校、中学校におきましては、平成21年度から町独自の少人数学級編制も実施をしているところでございます。

そうは申しましても、先ほどのご指摘にもございましたように、社会や家庭環境が複雑多様化する中で、学校教育だけではなくさまざまな機会を通じた学力向上への取り組みも必要であるというふうに考えているところでございます。

こうした中で、先般、町長からのご提案を受けまして、現在、学習がおくれがちな子どもたちを対象とした学習支援の実施について検討をしているところでございまして、今後、担当常任委員会においてその考え方についてご説明なりをさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） 家庭環境による、教育環境による学力格差の広がりを認識していただいているとともに、前向きに考えていただいているとのこと、うれしく思っております。今後、担当常任委員会で考え方を提示していただけるということで、私も所属

委員ですので、そちらのほうでまた進捗状況などについてはお聞きしたいと思います。

私が今回、この質問をした意図はですね、斑鳩町の教育水準を向上させたいというところにあります。その上で、学力の底上げをし、全体的なレベルを上げること、これこそが教育水準の向上だと思っております。

昨年、日本創成会議で消滅可能性都市という言葉で将来の人口減少に警鐘が鳴らされました。斑鳩町は、幸いにもその中には入っておりませんでした。斑鳩町も人口が減少する推計はされております。これからは自治体間で若い世代の取り合いが始まってくるとも思います。

斑鳩町も個人住民税に頼っているところが多く、より子育て世代や若い世代の流入の施策を考えていかなければなりません。その点において、教育水準の向上、教育環境の整備、これは子育て世代に非常に魅力的に映ると思っております。また、斑鳩町はそれができる潜在能力も持っているとは私は思っています。よりよい教育環境の整備をお願いいたしまして、私の一般質問の締めくくりとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で、4番、小村議員の一般質問は終わりました。

10時45分まで休憩いたします。

（午前10時30分 休憩）

（午前10時45分 再開）

○議長（中西和夫君） 再開いたします。

次に、11番、濱議員の一般質問をお受けいたします。

11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） 通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

質問に先立ちまして、私は40年前に県の職員として公務員の仕事を始めました。昔は公務員は公僕であるというふうにならわれ、それこそ本当に住民の皆さんの税金によってお仕事をさせていただいている、そういうことから本当に住民の側に立っての仕事をしたいこう、こういった心構えで私は公務員の仕事を始めさせていただきました。

年は過ぎまして、いろいろな社会情勢の変化、そういったものがありますけれども、この、住民の立場に常に立って仕事をしていく、この姿勢というものは今も変わらないものと考えております。

そういったことから、国の施策であったり、県の施策であって、町が直接それをどうできないという、こういった場面がたくさんございますけれども、そこをいかに住民、町民のために切り開いていくかというのが、町長を初め、私たち議員に課せられた、また職員の皆さんに課せられた義務だと思っております。

それでは、最初の1問目から質問をさせていただきます。1問目は、災害時の避難及び支援についてということで聞かせていただきたいです。

障害者または体の不自由な方、そして、恒常的ではないけれどもこのときに何らかの形でこういう災害時の避難に対して支障のある方、こういった方への災害の避難の周知であったり、また、誘導であったり、そして避難所での対応について伺いたいと思います。

今回、9月の広報でも、一番初めの記事にこの防災の日を受けての大きな町の取り組み、こういったものを詳しく載せていただいております。丁寧な記事だと思っております。大変ご苦労されてわかりやすいように書いていただいたということは大変よくわかるんですが、こういった広報であったり、また、この広報の中で示されておりますメールの登録をしましょうとかいうこういったようなこと、こういった情報提供に対してもなかなか得ることが難しい、具体的に言いますと、もちろんメールであったりとか、そういった機器を使つての情報収集はなかなかできない方であったりとか、また、この広報ですら字が小さいとか、読みにくいとかいうことで、あまりきちんと目を通さない方がいらっしゃるのも確かでございます。そして、障害によりましては、目の不自由な方でもありますとか、こういった広報がうまく読めない方、そういった方、それからテレビやラジオでの報道についても、耳が悪いとか、もう見えにくいからテレビやラジオは聞いていないとおっしゃるような、こういった方がいらっしゃるということも事実でございます。こういったそれぞれの方の事情があつて、なかなか周知であったりとか、誘導であったりというのを受け取りにくいという方に対してどのように対処をされているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（中西和夫君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾善亮君） 現在、当町では、災害時に支援が必要な方につきまして、災害時要援護者台帳におきまして、災害時に支援を有する方の把握を行っております。この災害時要援護者台帳では、町内の65歳以上の独居高齢者や高齢者世帯、身体障害者、知的障害者、精神障害者、要支援認定者、要介護認定者を対象に、本人からの申し出や民生児童委員の方からの聞き取りをもとに個別の台帳を作成いたしまして、町のほ

うで自治会ごとに管理をしておるところでございます。

現在、災害が発生した場合の避難情報等の周知につきましては、防災情報メールでありますとか、エリアメール、あるいはその地区に行きまして広報等において周知を行っているところでございますが、なお、一部の河川氾濫などの災害発生が局所的な場合、この場合には、この災害時要援護者の中でも特に支援が必要な方につきまして、個別に避難情報の伝達等を行っております、合わせて避難所への自力避難ができるかどうかお尋ねをし、避難の支援を行っているというところでございます。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱眞理子君） ありがとうございます。今、想定がされる災害っていう点では、斑鳩町は随分と昔から大きな災害がないということで古い都として栄えてきた、奈良県もやっぱりそういう意味で災害が少ないというふうに感じられるところですけども、阪神・淡路の大震災であれ、東北の大震災であれ、やっぱり思いがけず想定以上の災害が起こったというところで大変なことになったということからすると、この奈良県斑鳩町が大きな災害に遭わないという保障はございません。南海トラフの地震を大変心配されている方もたくさんいらっしゃるのも確かです。

ここで、河川の氾濫など、たくさんの雨が降ったとかそういったことで、ある程度その水位の上昇などが予測ができるという点では、今お答えいただきました災害発生が見込まれるというか、そういうところには個別に避難の情報の伝達を行っていただいているということは大変ありがたいことですし、必要なことだと思っております。

しかしながら、この河川氾濫以外の災害というものも、先ほど申しあげましたように、いつ何どき起こるかわからないという点では、この前段の個別の台帳ですね、災害時要支援者台帳というものをつくっておられるということ、これも大変いい取り組みをしていただいていると評価させていただきます。

この災害台帳は、しかし、本人からの申し出があったり、民生委員の聞き取りなどということですけども、この本人からの申し出であったりとか、民生委員の聞き取りということから、やはり漏れる方もあるのは事実だと思います。そして、先ほどもちょっと言いかけてはいたけれども、恒常的でなく、例えば退院直後の方であったりとか、それから、ふだんは必ずどなたかが付き添っている方がいるけれども、そのときにはその付き添いがなかったというか、留守にされている方、または、ふだんは家族と一緒に過ごしていただいても、昼の間にはもう独居になったりとか、老人だけの世帯になる、または夕方からは老人と子どもだけの世帯であったりとか、それぞれ、時間であったりとかいろいろ

ろな事情でこの支援が必要な方というのはこの台帳だけでは拾えない部分というのがあると思います。

自治会ごとに管理をしているということですがけれども、町としては、この何か災害があったときにいち早くこういった支援の必要な方のところに情報提供であったり、駆けつけたりということをして自治会にお任せいただいているということでもよろしいのでしょうか。

○議長（中西和夫君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾善亮君） 今の災害の発生に関しましては、先ほど申しあげました局所的な場合につきましては、当然、自治会にも自治会長様あるいは代表の方に連絡をして、その地区におられる災害要援護者の方にお尋ねをして、今現在、局所的に、一部の地区でございますので、自治会のほうではなくて町のほうで支援はさせていただいているという状況でございますけれども、これが例えば大きな災害となりますと、行政が個別に行くことはとてもできないという状況になった場合には、当然これは自治会でありますとか、あるいは自主防災組織とかですね、地域の方にやはり助けていただくということが重要になってまいりますので、今現在はそんな大きな災害も起こっておりませんので、局所的ということでございますので、今現在は個別にそういった対応ができる範囲ということでございますので、そういった形をとっているということでございます。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。大きな災害を想定していないというのは、繰り返しますけれども、いつ何が起こるかわからないという心構えだけはね、大事なんです、自治会とそうしたら町のほうでこの同じ情報を共有をしているということですね。そして、自主防災会でありますとか自治会と、町との間でこういった防災に関する定期的な会合であったりとか、また、防災会とか自治会が実際にそういった活動をするための避難の訓練であったりとか、そういったものに対して町の取り組みをお聞かせください。

○議長（中西和夫君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾善亮君） 今、町が台帳を持っておりますこの災害時要援護者台帳、これにつきましては、先ほど申しあげましたように、本人からの申し出あるいは民生委員さんからの聞き取りということでやっておりますけど、これはあくまでも本人さんが災害時に情報を提供してもいいですよという方についてのみ、今、台帳のほうで管理をさせていただいているという状況でございますので、もし災害が起こった場合にも、当

然、情報は地域に流しますよということで了解のもとに、今、台帳のほうで管理をさせていただいているところでございます。

ですから、ふだんからこの台帳の情報を自治会に出している、あるいは自主防災組織に渡しているということではございませんので、町からは出していないということでございます。災害時のみ情報を出すということでございますので、ふだんの活動につきましては、地域のほうで、例えば本人さんが地域のほうで「私、災害が起こったら助けてほしい」ということで、地域のほうにそうやって本人さんが申し出をされておれば、地域のほうでまた避難の訓練とか、誘導訓練とかされているところもあると思いますので、町のほうからそういうふうに積極的に情報を出すということではございませんので、あくまでも今の台帳の管理は町のほうで管理をしておりますけれども、災害が起こったときのみ情報を出すということでございます。この辺、ちょっとご理解をいただきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱眞理子君） わかりました。ということは、何度も繰り返しますが、大きな災害がそんなにすぐに起こらないだろうということでしたら、町が持っているデータを、災害があったときに自治会に通知をして、こういう支援の必要な人がいるのでそこへ行ってくださいということをおっしゃるけれども、ちょっと聞いた感じでは、今、斑鳩町で阪神・淡路大震災のような大きなのが起こることは、皆無とは言えないけどもないだろうという、そういった。いや、違うんですよ。何かそういった気持ちっていうのがどこかにあるんじゃないかなというふうに感じるんです。と言いますのは、今、これは町で持っているデータであるけれども、じゃあ自治会に対してはそのときにしか通知をしないというようなところには、ちょっとそういうふうにしたので申しあげたんです。

もう一つは、介護保険の認定を受けておられる方っていうのは、もちろん自立であったり、支援1、2であったりとかありますけれども、介護も1から5までの認定を受けていらっしゃる方がいらっしゃいますね。その中には、同じ4とか5とかいう重い認定をお持ちの方であっても、例えば、足腰は動いて自分で歩いたり、走ったりできる方もいらっしゃる。それは認定のときの要件がそういった身体的なことではないことで受けておられる方。反対に軽いというか、1とか2とかであってもなかなか走って逃げるといったようなことは難しい、自分で動くのがなかなか難しいという方もいらっしゃいます。こういった介護保険の認定を受けておられる方とこの災害時の台帳というものがどういったふうな関係づけで情報としてお持ちなのか、教えていただきたいです。

○議長（中西和夫君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾善亮君） 今、先ほど申しあげましたように、介護認定を受けておられる方、要介護認定ですね、それから要支援認定を受けておられる方、これについて、本人さんが情報を災害時のときに出してもいいですよという方について町のほうで情報を管理しているということでございます。全て管理をしていると。認定を受けておられる方は町のほうで把握はしておりますが、この要援護者台帳に管理しておるのは、本人のご了解、災害時に情報を出してもいいですよという方のみ管理をしておるという状況でございます。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） その続きですけど、そうしたら、そういう支援の必要な方というそういった方々には必ず、どうですか、台帳に記載されますかという声かけを必ずされているということでしょうか。

○議長（中西和夫君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾善亮君） この台帳を整理させていただきましたのは、平成20年度くらいから民生委員さんがアンケートをとっていただいたりして、個別に回っていただいたりして作成をしてまいりました。ですから、個別にそういった形で当たっておりまして、その中で、本人の情報を出してもいいですよという方のみ管理をしているということでございますので、該当者については当然町のほうで把握はしておりますが、それ以外の方、この、今、台帳に登録してない方は、ほかの方に支援してもらえる、あるいはその必要はないですよということ町のは今、理解しているということでございますので、何かあったときには助けていただきたい、そのために情報を出してもいいですよという方のみ町のほうで今、管理をしているという状況でございます。

ただ、これは今、地域防災計画、今、全体の中で見直しをしておりますので、これについてもきっちり災害時の要援護者という定義づけをしていかなければいけませんので、今現在は暫定的といいますか、平成20年度からそうやってやってきておりますので、今こういう台帳で今、管理はしておりますけど、これはきっちりこれから情報の管理をどうしていくかということも含めて、これからまた防災計画の中で決めていきたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） わかりました。災害時の要援護者台帳っていうのは、あくまでも本人の申し出が基本であるということですね。本人の申し出や民生委員の聞き取りを

もとに、この情報提供をしてもいいということを認めてくださった方だけがこの台帳に載っているというふうに理解していいのでしょうか。

○議長（中西和夫君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾善亮君） そのとおりでございますけれども、それが今後、必ずそうかということではございません。これは地域防災計画の、今、見直しをしておりますが、それをしていく中でどうしていくのか、全員登録していくのか、あるいは今現在はその本人の了解のもとにやっているということでございますが、これがまた防災計画をいろいろ見直ししていく中で、そうではないですよ、全員登録しますよという形になるかもわかりませんので、それは今、暫定的にこういう形で進めさせていただいているということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） はい、わかりました。私はできるだけ丁寧に登録をしていただきたいと思っております。実際に今お申し出のあった方からすると、全員というか、支援の必要な方っていう数は、今の数からすると画期的に多く膨らんでいくと思うほど、災害の規模とか状況によりましては、減少することはないと思っております。

そして、防災計画の設定をするところでそのことを検討していくということですが、設定されるまでの期間というのもありますので、ぜひともこの辺ではしっかりと、必要だと思われる方には声かけというか、それを丁寧にさせていただきたいことを要望するところです。

次に、その災害時避難の周知であったり、誘導、避難所での対応ということで、この周知についてはそうやって個別に行っていただく、そして誘導についても支援をしていただくということですが、誘導のところ、そして避難所での対応ということですが、今回の広報にも避難所の施設、たくさんきちっとあげてくださっております。中には大きなところ、小さなところ、いろいろありますけれども、それぞれにおいて避難する全部の方に、特にこの質問にあげています障害等の理由のある方に、ここの避難所でお過ごしいただくのはちょっと大変じゃないかっていうようなこともあると思えます。そういう方たちにする町としての対応について、お聞かせいただきたいです。

特に、大きな災害で一番せっぱ詰まって困ったということにつきましては、やっぱり身障者用のトイレが不足していたりという、そういったことが大きな問題になりました。町としてどのように対応されているのかをお聞かせください。

○議長（中西和夫君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾善亮君） この災害時要援護者の方の避難所での対応ということでございますけれども、特にトイレの関係につきましては、避難者の方には非常に心配される方もおられると思います。町内の避難所の多くの避難所では、今、障害者用のトイレを設置をしておりますし、各避難所に、それとは別に障害者の方も利用できる仮設のトイレも備蓄をしております。また、その他の施設面でバリアフリーが十分でない施設もございますことから、特に配慮が必要な要援護者の方につきましては、避難の早期にニーズや実態の把握を行いまして、バリアフリーが充実している避難所への移動、これについても対応を行ってまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） 避難所については、バリアフリーの検討、トイレについてのご回答をいただきました。本当に、何て言うんですか、高度な障害をお持ちの方であったりとか、それから近くの避難所ではなかなか過ごすことが難しいという方について、また移動をしていただいたりとか、十分なところに行っていただくというようなことをしていただいて、避難所であってもそれぞれの方を尊重してお過ごしいただけるような、そういう取り組みをしていただきたいと思いますと思っております。

避難についてですけれども、今ちょうど広報にも載りまして、防災の日であるということから住民の方々の中に防災に対する意識というのは大変高まっております。斑鳩町としても、この広報の中に、避難所のもちろん紹介であったりとか、サイレンの信号の鳴り方であったりと、こういうことも細かく書いていただいております。

この広報の中に、非常時の持ち出し品のリストというようなものも載せていただいております。一次持ち出し品と二次持ち出し品ということで分けて書いていただいておりますけれども、このごろは業者もこういった持ち出し品のリストというのか、セットですね、こういったものを販売をするというようなこともたくさんありまして、例えば乾パンの缶と水の入ったペットボトルと、それからここにあるように持って逃げるべきものというのか、そういったもののセットというものを販売をしているというのも聞きます。結構高額であったりしているということもあります。ここに載っております、携帯ラジオであったり、懐中電灯であったりというふうに書いてくださっております、これを見て、自分で一つ一つ自分の家にあるものを集めたり、足りないものを買って一まとめにしてというふうなこともされていると思いますけれども、ここに載っているというものってというのは大変、ざっとしたというのか、簡単なものでございます。それぞれの世帯によりましては、乳幼児がいる世帯、またはお年寄りがいる世帯であったりとか、それ

から女性特有でやっぱり必要とするものであったりとか、そういったきめ細かい、自分の生活に密着した、そういった備蓄品というか、自分でしっかりと非常時の持ち出し品の準備をしたっていう方に、もう少し具体的というか、きめ細かな、そういったリストというようなものを、この防災の気持ちが高まっているこの時期に町のほうから提案をされるということについてはいかがでしょうか。

○議長（中西和夫君） 池田副町長。

○副町長（池田善紀君） 広報に掲載する場合につきましては、あくまでも基本的な持ち出し、いざというときに持ち出しするものでございます。個々、個々にやっぱり自分に特有の、どうしても必要なものがございます。ある方によっては、例えば持病を持っておられたらこういう薬の持ち出し、この持病にはこういう持ち出し、赤ちゃんには当然粉ミルクは持ち出し、これは当然でございまして、町民の方に知らせるのは基本的には、まずは逃げてくださいよと、これだけ持って逃げてくださいよと。それ以外については当然、そこらはもう自分の生活の中で必要とされるものを必要なときに持ち出ししていくと。ある方にとっては、とてもそんなん持っていく時間がないかもわかりませんが、それでも必要なものは、これだけだけは持って逃げてくださいよということを住民の方にお知らせしておりますので、それ以外についてやった場合には、より混乱が起きますし、ややこしくなりますので、あえて基本的なものだけを載せております。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） わかりました。町としての姿勢はそういうことですね。わかりました。

災害の対策についてですけれども、繰り返しますけれども、災害時、いろいろと支障、支援の必要な方には、申し出により今のところその方たちへの対策は準備をしているということ。そして、これから先の検討の中でこの登録の方をいかにしていく、全員に広げるのかどうかということは検討してくださるということですね。そして、災害が発生したときには、自治体または地域の防災会の方がそういった方のところに駆けつけて一緒に支援をしていただく、一緒に誘導等をしていただく。そして、避難所については、それぞれの方の状況に応じて、近くの避難所で対応のできないときには設備の整ったところへ町として移動をお助けすると。そして、一番心配なトイレの問題についてはしっかりと取り組んでくださるということでわかりましたので、この質問については終わらせていただきます。

そうしたら、2問目について、させていただきます。2問目は、生活保護についてで

ございます。生活保護費の扶助の中に家賃の扶助の限度額っていうものが今回切り下げられて、そのことで大変、転居をできる、できないですとか、生活に支障があるということに困っておられる方の声が聞かれます。この減額となったことについて、町としてどのようにお考えなのかをお聞かせ願いたいと思います。

あわせて、町内でのこの該当の方の数字等もお願いをいたします。

○議長（中西和夫君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾善亮君） 当町では、8月末現在でございますけれども、154世帯、252人の方が生活保護を受給されている状況となっております。また、質問者もご存じのように、当町におきましては福祉事務所を設置していない町村でございます。保護の実施主体は奈良県中和福祉事務所でございますので、県が生活保護の決定、支給を実施しておるところでございます。

ご質問の家賃補助限度額についてでございますが、現在、保護世帯154世帯のうち129世帯が給付を受けているという状況でございます。

また、本年7月1日から住宅扶助の、先ほどの家賃補助限度額のことですが、住宅扶助の基準額が変更になりまして、単身世帯では月額3万5,700円から月額3万3,000円に変更されております。また、複数世帯についても、その世帯数に応じた形で変更されております。当町の生活保護世帯では、住宅扶助を受けておられる129世帯のうち、変更後の基準額を超過する家賃を支払っておられる世帯は91世帯となっております。本年7月1日より前に住宅扶助を受けている方については、1年間は経過措置として従前の住宅扶助基準が適用されるとなっておりますが、奈良県中和福祉事務所はこの経過期間中において基準額以内への住居への転居指導を行うこととしており、病気等により経過措置期間内に転居が困難な事情がある場合におきましては、個別の相談に応じるなど柔軟な対応を行っていくと聞いております。

町といたしましても、住民の方に一番近い窓口ということでございますので、転居指導等に係ります相談を住民の方から受けた場合には、まずはその方の状況を十分に理解いたしまして、奈良県中和福祉事務所と連携をとって相談に応じてまいりたいと考えております。また、町営住宅等の募集があったときには、転居指導を受けている方に対しても情報提供を行ってまいりたいと、このように考えております。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） 生活保護の決定であったり、支援を実施しているのは中和福祉事務所、県、直でされているということなので、町としてはその決定や支給については

していない、かわりがないということ。しかし、住民に一番近い窓口として、町としては住民からの相談はきちんと受けとめますというふうに結んでくださいました。

この生活保護については、住民一人ひとり、国民一人ひとりが文化的で生活を守っていく、それだけのことを国が責任を持ってするという憲法上の大きな支えがあって今日に至っております。斑鳩町でも、この住宅のことだけに関しましては、154世帯のうち91世帯が該当をするということですが、1年間の猶予期間を経過をする間に、中和福祉はこの間にできるだけこの基準額以内への転居を勧めるということですね。経過措置以内に転居が難しいという人については、少し個別の相談に応じると。町としては、この個別の相談ということ住民と一緒に中和福祉事務所のほうへ一緒に話をすると。このように理解いたしましたが、この住みなれたところに住み続けるということは、家賃以外の大きな価値がございます。ましてや住民、この受給者の方々が高齢であるという方が多い中で、住みなれたところに住み続けるということがその方のこれからの人生というものを左右する大きな要因であるとも考えております。そして、経過措置が終わった段階でこの引っ越しをしなかった場合には、引っ越しができなかった、または引っ越しをしなくていいよというふうに認めてくださったというか、そういったあと、この住宅の差額というのはどういうふうになるのでしょうか。

○議長（中西和夫君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾善亮君） 経過措置が終了いたしますと、例えば単身世帯では3万5,700円から3万3,000円に下がるということになるわけですが、もしその間に転居していただけないということになりますと、その方の生活保護費ですね、保護費の中で充当していただくといいますか、この基準額を超えた分については全体の生活保護費の中で充当していただくという形になるかと思えます。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） 既にもうこの制度が周知されて、町のほうでもいろいろな情報収集されてると思いますけれども、今、この、私が質問しておりますこの住宅扶助の分について、91世帯の方の、実際にそこに住み続けたいとおっしゃる方または引っ越しを検討されている方とかいう、そういった数については把握されておりますでしょうか。

○議長（中西和夫君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾善亮君） 現在のところはちょっとそういう状況までは把握はいたしておりません。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） 先ほどご回答にありましたように、この引っ越しを例えばしたくない、しないということになったら、その分生活保護全体の費用がその分自分で払わなければならないですってというのがこの差額になるということで、ご回答いただきました。しかし、自分で持ち出ししなければならないということは、結果的には生活保護費が減額されたということと同じということで、これは生活について大きな支障でございます。

家賃がオーバーしている方がどこかへきちっと引っ越しをされたいといったときに、引っ越し先がしっかりあるのかどうかということ。ここの中では、町としては町営住宅への応募があった場合には情報提供を行っていくということですが、これは優先的に町営住宅への入居を検討されているということなんでしょうか。そしてまた、町営住宅でなくても他のところへスムーズに引っ越しができることに、町としてはどういうふうに支援をしていこうと思っていられるのか。また、どうしても転居先がないという方については、先ほどの繰り返しになりますけども、生活保護費自身が減額になるという、そのことはやっぱり憲法25条に規定している、この減額の今回の制度導入ということに対して、しっかりと本当に身近な、一番近い窓口として、町の見解はいかがでございましょうか。

○議長（中西和夫君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾善亮君） 先ほども答弁させていただきましたけれども、町営住宅の募集があったときということで、この場合には、優先的ということではなくて、情報提供をさせていただくということでございます。

それとあと、町内の住宅事情の関係でございますけど、いろいろなホームページとか見ますと、インターネット見ますと、かなりこの基準額よりも低いところ、例えばハイツとかいうのもたくさん出ておりますので、ですからそういうのを、例えばどこかわからないというようなことがありましたらね、そういうような情報もインターネットに載っていますよというような情報も町としては提供してまいりたいと、このように考えております。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） 町営住宅は優先入居ではなくて情報提供を行うということ。町内にはこの基準額よりも低い住宅がたくさんまだあるのでということ。そういう支援をしてくださるということですね。

やっぱり住み続けたいという方に対しての、町としてはもうこれ以上のことができないというのが本音というか、だと思えますけれども、今回の補助限度額の減額について、

そして、もし住み続けるならば、そのはみ出した分は自分で払いなさいと。そしてその自分で払うということは、結果的には保護費が減額になったのと同じであるという、この流れというのはそのとおりだと認識をされていらっしゃるでしょうか。

生活保護を受けていらっしゃる世帯が斑鳩町でも154世帯ございます。今回の家賃のこと以外にも、ますますとこういった公的な援助、こういったものが減額をされていくという、そういう流れが大きくあります。ここで基本的な、文化的な生活を続けられるという、このことを念頭に置いて、町といたしましては、この方たちへどういった支援をしていくのかっていうことを、この主体が中和福祉事務所であるっていうことをもって町としては手が離れているとは考えずに、やっぱり一番近い窓口として、本当に困っておられる方の立場に立って、一緒になって支援をどうしていくのかということに真剣に取り組んでいただきたいということを要望いたしまして、質問を終わりたいと思います。

続きまして、3問目の質問をさせていただきます。3問目は、万代の斑鳩店の休業中の住民の対策について、お伺いをいたします。要旨といたしましては、徒歩で利用されている方への多角的な支援を検討できないかということで質問をさせていただきました。

6月議会で、他の議員からこのことについて質問がなされました。そして、町としましては、その回答、大変しっかりした回答をいただいていると思います。その6月議会の回答を、ちょっと繰り返しになりますが、町からの回答いただいたことは、仮設店舗の設置の要請をしていきます、そして、生き生き号の運行を工夫できないか、それから小地域の福祉会などへの支援のお願いを社協と検討していきます、こういった回答をいただいております。そして、質問者のほうからは、いろいろな手段を使って早く周知できるように、それをしていただくようにと。そして、その提案として、ボランティアであったり、老人会であったり、買い物の代行や自治会で移送の支援とか、公民館に一括配送する、そういったことをどうだろうかというような提案がありました。この6月の議会での提案時期には、この万代の工事期間というのは10月から11月くらいにかけてということであったんです。万代に問い合わせをしましても、店長はそういったことには一切かかわっておらず、本部がしているので期間はわからない、わからないと言いながら、つい先日、年が明けて1月から2月にかけての工事が決まりましたと、こういったことが住民に説明がありました。

先ほどの話に戻りますが、6月議会での回答から、そのときの予定では10月くらいであったならば、町の回答がこの9月のこの日までにどのように進めてこられたのかと

いうことをまずお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（中西和夫君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾善亮君） 6月に一般質問いただきまして、その後の対応ということでございますけれども、まず、6月5日の金曜日に万代の本部の方と万代の店長が役場へ来ていただきまして、仮店舗でありますとか移動店舗ができないかという要請をいたしております。

そして、次に、町のコミュニティバスの関係あるいは社協の生き生き号の関係につきましては、これも検討させていただきましたけれども、やはり今現行のルートあるいは時刻を、この期間だけやっぱり変更するというのはやはりできないという結論に達しております。

また、小地域福祉会の関係につきましては、社会福祉協議会からお話をいただいております。その中で、もう既に地域の方は万代法隆寺店が休業になるということはお存じということで、知っておられまして、これは万代のほうから説明されたというふうに思いますが、小地域福祉会の関係につきましては、これはもう地域の決まり事であるということから、見守りをしていく中でできることはさせていただくというような対応でお答えをいただいております。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。6月の5日に本部と店長と、仮設店舗の設置の要請を行われたということですが、この返答というのはいかがでございましたでしょうか。

○議長（中西和夫君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾善亮君） すみません、ちょっと答弁が抜けておりまして、この件に関しましては、町から要請を行いましたけれども、仮店舗、移動店舗はできないという回答でございました。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） 仮設店舗であったりとか移動店舗はできないというのは、私がお聞きしたのもそのとおりでございました。

次に、生き生き号の運行を工夫できないかというようなことは、現行ルートではでもできないということで、これは町のほうの見解ですね。社協が福祉会にお願いをいただいていたということですが、できることはしていくという、こういった回答をいただいているということですね。ここで、生き生き号の運行が工夫できないということでした

ら、それまででこの話は終わりなのかというところはいかがなものございでしょうか。先ほど言いましたように、ボランティアや老人会などの買い物代行ですとか、自治会でのそういった移送の支援とか、公民館に一括配送する等々のそういった提案についてはどう検討されたかもお聞かせいただきたいです。

○議長（中西和夫君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾善亮君） これにつきましては、もう当然、周辺の小地域福祉会とのお話ということで終わっておりますけれども、自治会とかいう話はお話はさせていただいておりませんが、小地域福祉会の中で、これは地域の困り事でございますので、やはり小地域福祉会でやはり対応していただくということができないかということでお話をさせていただいたということでございますので、自治会にはお話をさせていただいていないというところでございます。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） すみません、小地域福祉会っていうのが、万代に徒歩でお買い物に行く範囲の方というのが、いろいろ考え方はあるでしょうけども、ある程度、何百メートルか何キロかという、そういう円の中に、そういう福祉会、小地域の福祉会というのは幾つくらいあって、また、社協ができることはしていきますというふうに言ってくださったということですけど、このできることっていうのは、具体的にはどのようにあるんでしょうか。

○議長（中西和夫君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾善亮君） 周辺の小地域福祉会のちょっと数ははっきり把握しておりませんが、自治会がございまして、そこには必ず小地域福祉会、周辺の自治会には必ず小地域福祉会をつくっていただいているという状況でございますので、その周辺の地域は小地域福祉会があるということで理解をしております。

それとあと、できることということの中では、例えば買い物を代行してほしいとかいうことがもしあったらね、とかあれば乗せていっていただきたいということがあれば、もし許せば、小地域福祉会の活動の中で許せばさせていただきますよということの答えでございました。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） 自分で頑張っている部分と、それから地域で助けていただく部分ということで、その自治会単位にある小地域の福祉会っていう方々の活動っていうのは大変うれしい活動でありまして、そこを支えているっていうのは、いろいろな面でや

っぱり町であると思っております。実際に今ありましたように、お買い物に行くときに、じゃあちょっと一緒に乗せていってあげるよとか、代行してあげるよとかいうようなね、そういった支援をしてくださるっていうことも大変ありがたいことだと思います。こういった活動をされる時にですね、じゃあ何もかも町の段階でなくって、そういった地域の活動の段階での取り組みということですが、例えばお買い物にお連れしたときに、車に乗せてお連れしたときに、何か事故があったりとかそういったときというのは大変困る状況になると思うんですが、そういったような支援っていうことについては検討されたことはありますか、いかがでしょうか。

○議長（中西和夫君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾善亮君） 小地域福祉会に対しまして社会福祉協議会から補助を若干させていただいております。ですから、もしそういったことで小地域福祉会のほうで事故が起こったときのご心配をされるようでしたら、その補助金の中で対応していただくということで、そういうお話はさせていただいておりますが、これだけの費用ということとは、別にというのは考えておりませんので、もしそういうことがご心配でしたら、その補助金の中でやっていただいたらどうですかというお話もさせていただいているところでございます。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） 毎日の生活に毎日のお買い物というのもとても大事なことでございますけれども、実際にいろいろな事情でなかなかこの万代が休業中に大きな打撃というか支障を、困ったと思われる方、困った状況になられる方はたくさんあると思います。そういった中で、その方たちに生活をしっかりと続けていただくためのそういったいろいろなサービスっていうものについてお聞きしますと、宅配のサービスであったりとか、またはそのときだけの介護保険上の配食サービスであったりとか、多角的ないろいろなサービスというのがあると思います。そういったものをしっかりと町のほうから提案をする、またはそういったものを周知っていうかしていく、そういったものをぜひとも取り組んでいただきたいという要望をあげさせていただいて、終わらせていただきます。

○議長（中西和夫君） 以上で、11番、濱議員の一般質問は終わりました。

これをもって、本日の一般質問は終了いたしました。

7日は、午前9時から一般質問をお受けいたしますので、定刻にご参集をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前 11時40分 散会)